

参 考 資 料

- 環 境 関 連 税 制
- 税 と 社 会 保 障
- 資 産 課 税 等
- 消 費 課 税

○ 環境関連税制

・環境問題一般に関する環境庁ヒアリングの内容	1
・環境政策における各手段の比較(主として地球温暖化対策の観点から)	2
・平成 12 年度の税制改正に関する答申(抄)(環境問題への対応)	3
・わが国の税制と環境との関わり	4
・近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み	5
・EU 諸国等における CO2 税の概要	6
・地方公共団体の環境保全対策	7
・地方税と環境の関わり	8

○ 税と社会保障

・社会保障制度等に関する厚生省ヒアリングの内容	9
・社会保障給付費の推移	10
・社会保障の給付と負担の見通し(1997(平成 9)年 9 月厚生省推計)	11
・国民負担率の内訳の国際比較	12
・平成 12 年度予算	13
・平成 12 年度の税制改正に関する答申(抄)	14

○ 資産課税等

・論点メモ(相続税)	16
・年齢別人口構成の推移	17
・家計(個人企業を含む)試算残高(実質)の推移(試算)	18

○ 消費課税

・電子商取引の発展と税制との関わり	19
・電子商取引に係る課税の概要(消費税)	20
・消費課税の概要(国税)	21
・消費税における非課税取引	22
・税率構造について(平成 5 年の中期答申より)	23
・仕入税額控除の改正経緯	24
・消費税の中小特例制度の改正の推移	25
・売上階級別事業者数等(試算)[平成 10 年度]	26
・簡易課税制度の適用状況の推移	27
・消費税の申告・納付制度の改正の推移	28
・消費課税の概要(地方税)	29
・地方消費税の概要	30
・地方消費税の仕組み	31
・地方消費税に関する税制調査会答申	32
・特定財源等の概要(国税)	33
・消費課税における特定財源の概要(地方税:平成 12 年度地方財政計画ベース)	34

環境問題一般に関する環境庁ヒアリングの内容

1. 環境基本法における政策手法

- ・環境基本法の下での個別施策の例、環境政策における各手段の比較（メリット・デメリット）等

2. 汚染者負担の原則（PPP）

- ・OECD理事会勧告、中央公害対策審議会費用負担部会答申

3. 地球温暖化問題と政策手法

- ・我が国の二酸化炭素の排出状況、京都議定書の発効に向けた課題等

4. 自動車による大気汚染問題と政策手法

- ・大気汚染問題の現状、自動車環境対策の現状等

5. 廃棄物・リサイクル問題と政策手法

- ・廃棄物・リサイクル問題の現状、循環型社会構築に向けた施策の現状、今後講じようとする施策

（12年3月10日基本問題小委員会環境庁資料をもとに大蔵省において作成）

環境政策における各手段の比較（主として地球温暖化対策の観点から）

種 類	概 要	メリット	デメリット
規制的手段	○汚染物質排出の基準等を設定 ○違反に対する制裁	○企業等が汚染削減費用のみを負担すればよく、（規制の水準にもよるが）比較的合意を得やすい。 ○削減量を正確にコントロールできる。	○排出源が拡散している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大なコストがかかる。 ○規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない。
自主的取組		○社会的合意が得やすい。	○社会的に望ましい水準までの対策がとられるとは限らない。 ○フリーライダーが生じ、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれ。 ○達成度合いが不透明であり、未達成の時の責任の所在が不明。
経済的手段			
税・課徴金	○汚染物質の排出等に税・課徴金を課し、過剰生産を抑制	○市場メカニズムを通じて各主体が最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコストですむ。 ○継続的なインセンティブがあり、技術開発等にも長期的にプラスの影響を与える。 ○収入をもたらす。	○望ましい排出量にまで削減した上でもまだ税・課徴金を払わなければならない。 ○排出総量を確実に抑制することが難しい。
助成措置	○汚染物質の排出削減行為に対し助成	○経済的には税・課徴金と同様の効果。 ○社会的合意が得やすい	○汚染者に公的資金から便益を供給するため、PPP（汚染者負担の原則）に反する可能性あり。 ○市場参入者の増加により汚染物質排出量が増加するおそれ。 ○別途財源が必要。
排出権取引	○排出許可量（権利）を個々の主体に割当て ○市場での取引可能	○排出総量自体のコントロールが可能。 ○広範な経済主体について、主体ごとの裁量の余地が大きく、柔軟な対応が可能。	○初期割当て配分の決定が困難。 ○税より市場創設・監視体制にコストがかかる。
デポジット制	○製品の本来価格に預り金を上乗せ ○使用後製品の返却の際に預り金を返却	（地球温暖化対策としては議論されていない。）	（地球温暖化対策としては議論されていない。）

（備考）12年3月10日 基本問題小委員会 環境庁資料より抜粋。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄） （税制調査会、平成11年12月）

三 その他

1 環境問題への対応

地球温暖化問題をはじめ、環境問題への関心が年々高まってきており、これに対する総合的な取組みの一環として、税制面からの対応についても検討を行うことが求められています。

個人の消費活動や企業の生産活動は、二酸化炭素等の排出など様々な面で環境に対して好ましくない影響を及ぼしていますが、そのために生ずる社会的費用は汚染者が負担するという原則が国際的にも広く確立しています。これは、環境への負荷により生ずる社会的費用を、製品やサービスの価格等に反映させることなどにより、環境負荷の原因者に対して負担を求めるという考え方です。税制面での対応を検討する場合にも、この原則を基本とすべきと考えます。

当調査会としては、今後の税制のあり方の検討の中で、環境関連税制についても、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

わが国の税制と環境との関わり

環境との関わり	具 体 例
○環境への負荷により生ずる社会的費用について、環境負荷の原因者に対し、適正かつ公平な経済的負担を求めるもの	○なし (参考) ・ 政府税制調査会においては「汚染者負担の原則を基本とし、今後の税制のあり方の中で、国内外における議論の進展を注視しつつ、国・地方の環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から検討を行っていきたい」(12年度税制改正答申)旨の方針が示されている。 ・ 北欧諸国、オランダでは炭素税が導入されている。
○課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減(CO2 排出抑制等)と整合的なもの	○石油税・揮発油税等(石油等に対する従量税) ○自動車重量税・自動車税等(車両重量・排気量等によって税率を設定)
○個々の政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもののうち環境に関連するもの	○法人税の特例措置(主なもの) ・ エネルギー需給構造改革推進設備等の特別償却又は税額控除 ・ 公害防止用設備の特別償却 ・ 再商品化設備等の特別償却 ○低燃費車、低公害車等に係る自動車取得税(地方税)の軽減措置等

近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み (未定稿)

	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
取組み	<u>(燃料税のエスカレーター)</u> ○ 1993 年以降、CO₂ を削減するため、インフレ率+α%の率で燃料税を増額する、いわゆる燃料価格エスカレーターが採用されていた。 (’93~’94 は+3%、’94~’96 は+5%、’97~’99 は+6%。しかし、2000 年度改正でエスカレーターは停止され、税率引上げは個別に判断されることとなった。) <u>(気候変動税)</u> ○ 2001 年から、産業用の化石燃料消費及び電力消費を課税対象とする気候変動税の導入が予定されており、現在、法案が国会審議中。	○ 1998 年9月の総選挙で、社会民主党と同盟 90・緑の党(「緑の党」)の連立政権が発足し、環境対策がより積極的に進められることとなった。 ○ 1999 年3月に「環境関連税制の開始に関する法律」が成立し、電気税が新設されるとともに、既存の鉱油税の引上げが行われた。 ○ 併せて、新設の電気税及び既存の鉱油税について、2000 年以降4年間にわたり、税率が段階的に引上げられることが法定されている。	○ 原子力発電への依存度が高く、CO₂ 排出量は比較的低いレベルにあることから、必ずしも CO₂ 削減に積極的でないとされていたが、既存の汚染活動一般税(家庭ゴミ、産業廃棄物、大気汚染物質、航空機騒音等に課税)を拡張する形で 2001 年から化石燃料消費に対して炭素含有量に応じた課税を導入することについて検討されている。 ○ 燃料に対する従来の石油産品内国消費税の取扱いについては、未定。	○ 1999 年、石炭、コークス等を既存の物品税の課税対象に加えるとともに、鉱物油に係る物品税率について、2005 年1月まで段階的に引上げる旨(暖房用メタンについてのみ引下げ)が定められた。
課税標準、減免措置等	<u>(気候変動税)</u> ○ 基本的に、各燃料ごとの炭素含有量の平均値を用いつつ、エネルギー量を課税標準としている。 ○ 従来の燃料税の課税対象及び家庭用・発電用・輸送用の燃料・エネルギーは非課税。エネルギー大量消費型産業については政府と省エネルギー目標に関する協定を結んだ場合の 80%軽減措置等の減免措置が設けられている。	○ 99 年のパッケージにおいては、国内の産炭地への配慮から、CO₂ 排出量の多い石炭が適用対象外となっている。 ○ 鉱油税の税率は必ずしも炭素含有量に対応したものではない。 ○ 電気税・鉱油税ともに、製造業者等に対しては、一定量以上の消費の場合の税率軽減等の減免措置が設けられている。	○ 税率は、基本的に炭素含有量に比例。 ○ エネルギー多消費型産業等については、減免措置を検討中。	○ 税率は、炭素含有量等を考慮して定められている。 ○ 発電用の鉱物油等については、減免措置が設けられている。

EU諸国等におけるCO₂税の概要（未定稿）

	オランダ	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー	フィンランド																																																																						
施 行 日	1990 年 2 月 1 日	1992 年 5 月 15 日	1991 年 1 月 1 日	1991 年 1 月 1 日	1990 年 1 月 1 日																																																																						
課 税 物 件 及 び 税 率	<table><tr><th>種 別</th><th>税率 (ギルダー)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>26.07</td></tr><tr><td>灯油(m³)</td><td>28.56</td></tr><tr><td>軽油(m³)</td><td>28.76</td></tr><tr><td>重油(トン)</td><td>33.57</td></tr><tr><td>石炭(トン)</td><td>24.28</td></tr><tr><td>LPG(トン)</td><td>34.34</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td></td></tr><tr><td>0-10 mln. m³</td><td>22.40</td></tr><tr><td>10- mln. m³</td><td>14.60</td></tr></table>	種 別	税率 (ギルダー)	ガソリン(m ³)	26.07	灯油(m ³)	28.56	軽油(m ³)	28.76	重油(トン)	33.57	石炭(トン)	24.28	LPG(トン)	34.34	天然ガス(1,000 m ³)		0-10 mln. m ³	22.40	10- mln. m ³	14.60	<table><tr><th>種 別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>軽油(m³)</td><td>270</td></tr><tr><td>灯油(m³)</td><td>270</td></tr><tr><td>重油(トン)</td><td>320</td></tr><tr><td>石炭 (トン)</td><td>242</td></tr><tr><td>LPG(トン)</td><td>160</td></tr></table>	種 別	税率 (クローネ)	軽油(m ³)	270	灯油(m ³)	270	重油(トン)	320	石炭 (トン)	242	LPG(トン)	160	<table><tr><th>種 別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>860</td></tr><tr><td>灯油、軽油、重油(m³)</td><td>1,058</td></tr><tr><td>石炭、コークス(トン)</td><td>920</td></tr><tr><td>LPG (トン)</td><td>1,112</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td>792</td></tr></table>	種 別	税率 (クローネ)	ガソリン(m ³)	860	灯油、軽油、重油(m ³)	1,058	石炭、コークス(トン)	920	LPG (トン)	1,112	天然ガス(1,000 m ³)	792	<table><tr><th>種 別</th><th>税率 (クローネ)</th></tr><tr><td>ガソリン(m³)</td><td>920</td></tr><tr><td>灯油、軽油、重油(m³)</td><td>470</td></tr><tr><td>石油採掘の際に 放出される 天然ガス(1,000 m³)</td><td>700</td></tr><tr><td>石油採掘の際に 燃焼される石油(m³)</td><td>700</td></tr><tr><td>石炭、コークス(トン)</td><td>460</td></tr></table>	種 別	税率 (クローネ)	ガソリン(m ³)	920	灯油、軽油、重油(m ³)	470	石油採掘の際に 放出される 天然ガス(1,000 m ³)	700	石油採掘の際に 燃焼される石油(m ³)	700	石炭、コークス(トン)	460	<table><tr><th>種 別</th><th>税率 (マルカ)</th></tr><tr><td>無鉛ガソリン(m³)</td><td>239</td></tr><tr><td>有鉛ガソリン(m³)</td><td>239</td></tr><tr><td>軽油(m³)</td><td>270</td></tr><tr><td>重油(トン)</td><td>321</td></tr><tr><td>石炭(トン)</td><td>246</td></tr><tr><td>天然ガス(1,000 m³)</td><td>103</td></tr></table>	種 別	税率 (マルカ)	無鉛ガソリン(m ³)	239	有鉛ガソリン(m ³)	239	軽油(m ³)	270	重油(トン)	321	石炭(トン)	246	天然ガス(1,000 m ³)	103
種 別	税率 (ギルダー)																																																																										
ガソリン(m ³)	26.07																																																																										
灯油(m ³)	28.56																																																																										
軽油(m ³)	28.76																																																																										
重油(トン)	33.57																																																																										
石炭(トン)	24.28																																																																										
LPG(トン)	34.34																																																																										
天然ガス(1,000 m ³)																																																																											
0-10 mln. m ³	22.40																																																																										
10- mln. m ³	14.60																																																																										
種 別	税率 (クローネ)																																																																										
軽油(m ³)	270																																																																										
灯油(m ³)	270																																																																										
重油(トン)	320																																																																										
石炭 (トン)	242																																																																										
LPG(トン)	160																																																																										
種 別	税率 (クローネ)																																																																										
ガソリン(m ³)	860																																																																										
灯油、軽油、重油(m ³)	1,058																																																																										
石炭、コークス(トン)	920																																																																										
LPG (トン)	1,112																																																																										
天然ガス(1,000 m ³)	792																																																																										
種 別	税率 (クローネ)																																																																										
ガソリン(m ³)	920																																																																										
灯油、軽油、重油(m ³)	470																																																																										
石油採掘の際に 放出される 天然ガス(1,000 m ³)	700																																																																										
石油採掘の際に 燃焼される石油(m ³)	700																																																																										
石炭、コークス(トン)	460																																																																										
種 別	税率 (マルカ)																																																																										
無鉛ガソリン(m ³)	239																																																																										
有鉛ガソリン(m ³)	239																																																																										
軽油(m ³)	270																																																																										
重油(トン)	321																																																																										
石炭(トン)	246																																																																										
天然ガス(1,000 m ³)	103																																																																										
課 税 段 階 (消費/生産・輸入等)	製造又は輸入時に、精製 後に課税	生産時	生産又は輸入時	生産者、輸入者が小売 業者へ販売する時	製品が輸入された時又 は製造地から運び出さ れた時																																																																						
課 税 主 体	国	国	国	国	国																																																																						
税 収 の 使 途	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源	一般財源																																																																						

(注1) 2000年1月現在。

(注2) 従来の石油関連諸税に加えて、各燃料の炭素含有量、CO₂排出量等に着眼して税負担が定められる税を、「CO₂税」として上記に掲げている。イギリス、ドイツ及びフランスには「CO₂税」に相当するものはない。

(注3) 1ギルダー=53円、1デンマーク・クローネ=16円、1スウェーデン・クローネ=13円、1ノルウェー・クローネ=14円、1フィンランド・マルカ=20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成11年6月から平成11年11月までの実勢為替相場の平均値）。

[各国資料に基づき作成]

地方公共団体の環境保全対策

地方公共団体の環境保全対策（平成10年度環境白書より）

地方公共団体においては、環境保全に関連した条例等の下、

- ・廃棄物・リサイクル対策
- ・環境影響評価の推進・制度化の検討
- ・環境負荷の少ないエネルギーの導入促進
- ・自動車利用の合理化指導
- ・低公害車の利用
- ・交通基盤の整備
- ・生活排水対策の推進
- ・生活騒音対策
- ・緑化の推進
- ・トラスト制度等による緑の保全

等の施策を実施

◎都道府県・政令指定都市における環境基本条例、環境総合計画制定状況

（平成10年3月末現在）

環境基本条例制定状況(既制定数)		環境総合計画策定状況(既制定数)	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
40	10	41	11

◎市町村の環境保全関連条例制定状況

（平成10年3月末現在）

総合的な環境条例 制定市町村数	公害防止条例 制定市町村数	自然環境保全条例 制定市町村数
264	622	274

◎環境影響評価に係る条例・要綱等の制定状況

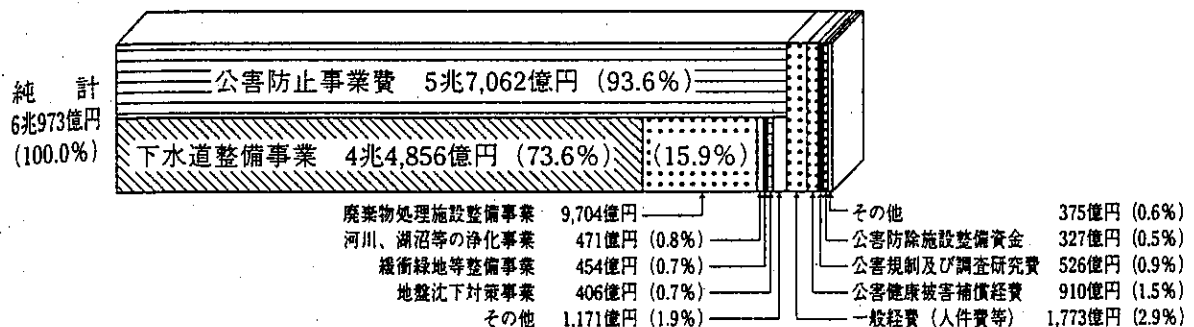
（平成11年3月末現在）

条例制定団体数		要綱等制定団体数	
都道府県	政令指定都市	都道府県	政令指定都市
32	11	14	0

（参考）

地方の環境保全対策経費の状況（平成10年度決算額、地方財政の状況（平成12年3月）より）

6兆973億円（都道府県1兆3,455億円、市町村4兆7,518億円）



地方税と環境の関わり

- 1 課税目的は異なるが、結果として環境負荷の軽減となるもの
 - 軽油引取税（道府県税）（軽油引取に対する従量税）
 - 自動車税（道府県税）（排気量によって税率を設定）
 - 軽自動車税（市町村税）（排気量等によって税率を設定）
 - （参考）昭和63年度まで 電気税・ガス税（市町村税）（従量税）
- 2 環境という政策目的に照らし特例的に税負担の軽減を行うもの
 - 低燃費車、低公害車に係る自動車取得税（道府県税）の軽減措置
 - 公害防止施設・設備、廃棄物再生処理用の機械等に係る固定資産税の軽減措置
 - 公害防止施設の用に供する土地等に係る特別土地保有税の非課税措置
 - 公害防止施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置
- 3 上記のほか地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制（主なもの）
 - 砂利採取税（法定外普通税）
 - 東京都の自動車税に係る不均一課税等の条例（電気自動車、低公害車に対する不均一課税等）

（参考）地方公共団体が独自に取り組むエネルギー関連の税制（主なもの）
核燃料税、核燃料物質等取引税、核燃料等取扱税（法定外普通税）

社会保障制度等に関する厚生省ヒアリングの内容

1. 社会保障の現状

- ・ 社会保障の経緯、社会保障の給付と負担の現状等

2. 社会保障の課題

- ・ 高齢化の進展による社会保障ニーズの増大、社会保障の給付と負担の将来推計等

3. 社会保障改革

- ・ 年金、医療、介護等の制度改革の経緯、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の開催等

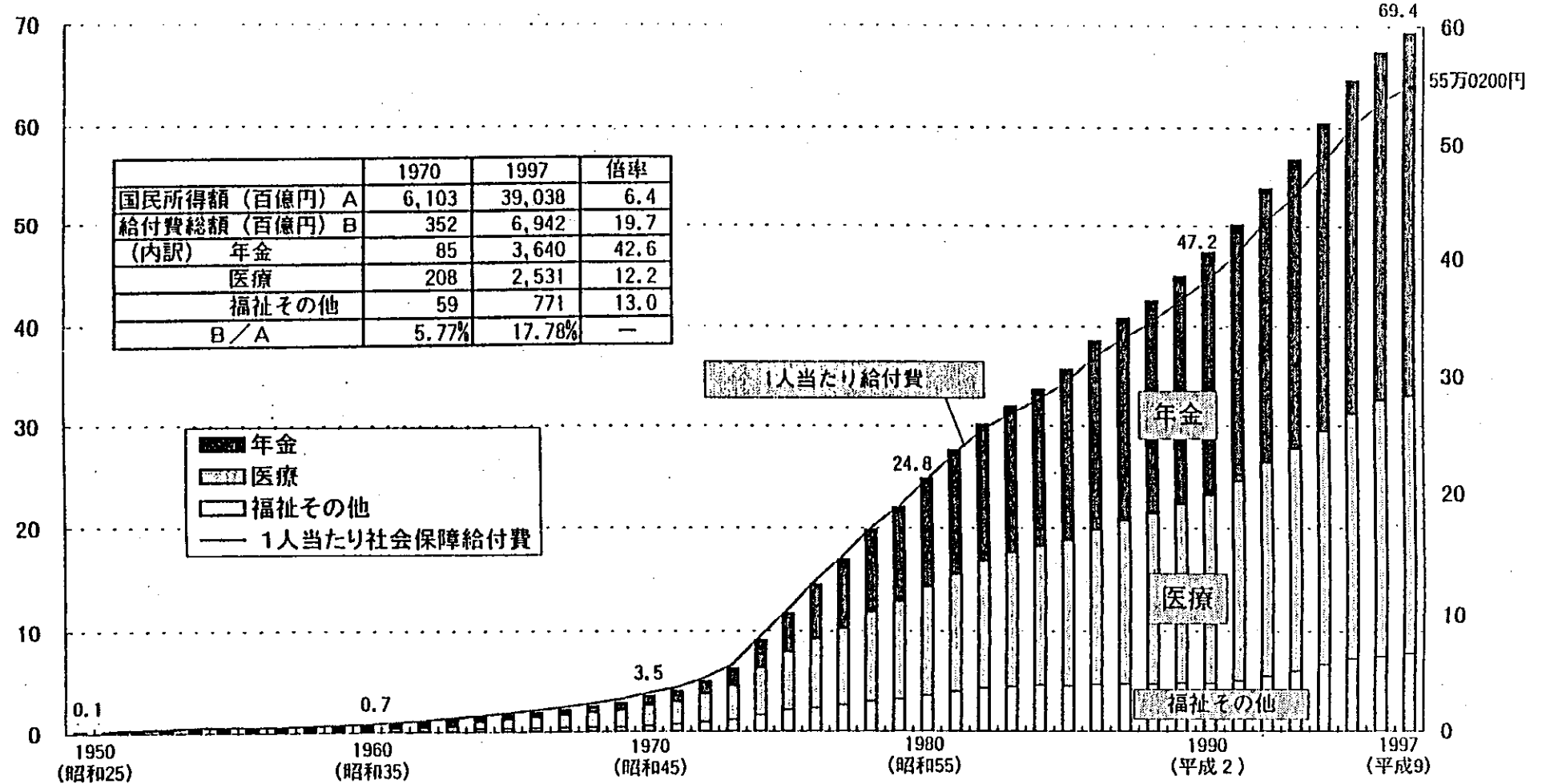
4. 社会保障の体系

5. 社会保障の財源

- ・ 社会保険方式と税方式の考え方、社会保障の歩み・国際比較からみた評価、基礎年金の未納・未加入問題等

(12年3月24日基本問題小委員会厚生省資料をもとに大蔵省において作成)

(兆円) 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

(注) 図中の数値は、1950、1960、1970、1980、1990、1997年の社会保障給付費（兆円）である。

(備考) 12年3月24日 基本問題小委員会 厚生省資料より抜粋。

〔社会保障の給付と負担の見通し（１９９７（平成９）年９月 厚生省推計）〕

	1995年度		2010年度		2025年度	
	(平成7)	国民所得比	(平成22)	国民所得比	(平成37)	国民所得比
	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	65	17	141	27 $\frac{1}{2}$	230	33 $\frac{1}{2}$
うち年金	34	9	76	15	109	16
医療	24	6	46	9	90	13
福祉等	7	2	19	3 $\frac{1}{2}$	31	4 $\frac{1}{2}$
(介護(再掲))	(一)	(一)	(9)	(1 $\frac{1}{2}$)	(16)	(2 $\frac{1}{2}$)
社会保障に係る負担	70	18 $\frac{1}{2}$	131	25 $\frac{1}{2}$	230	33 $\frac{1}{2}$

国民所得	380	—	512	—	689	—
------	-----	---	-----	---	-----	---

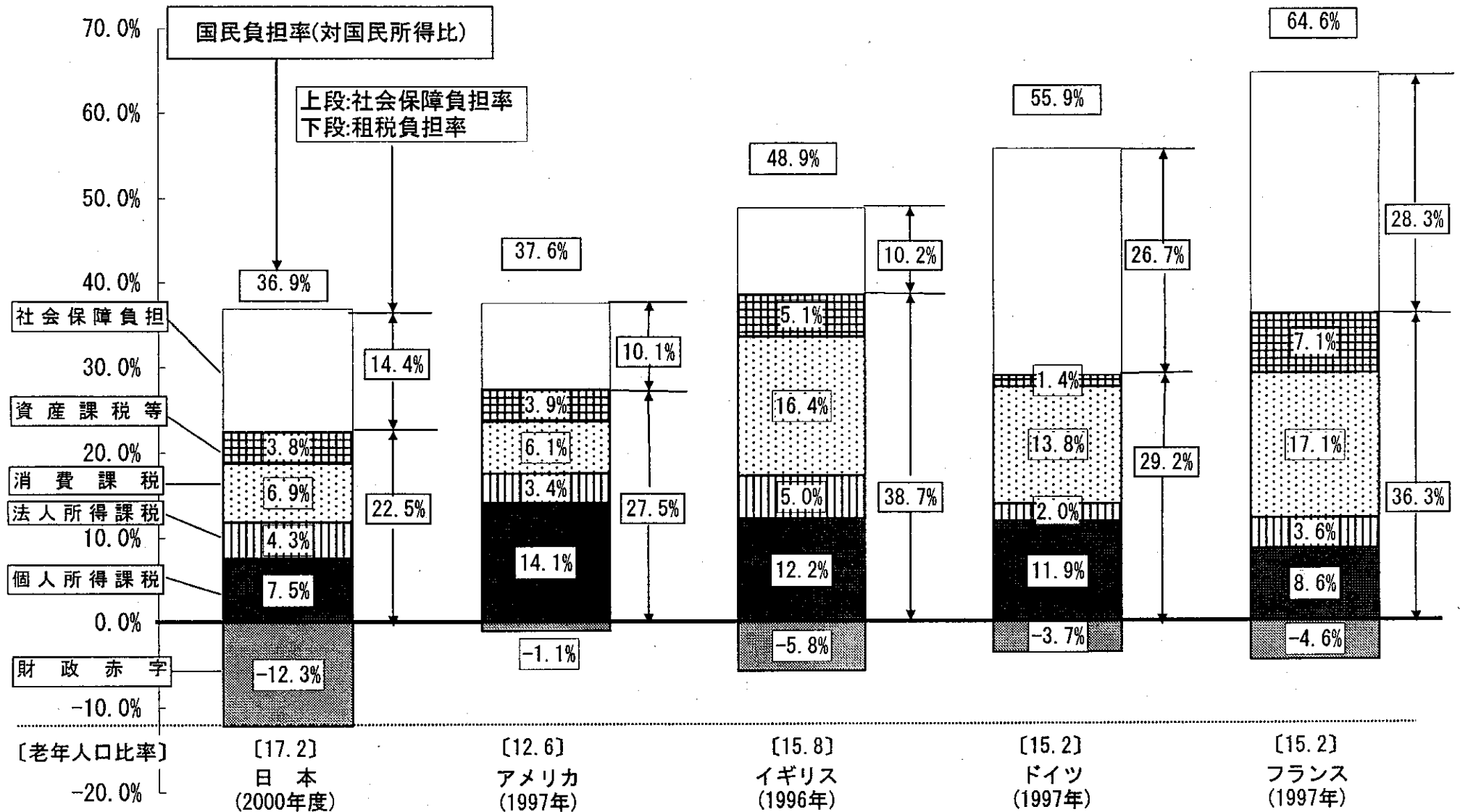
注1) 経済指標の前提	名目国民所得の伸び率	2000年度まで	1.75%、	2001年度以降	2.0%
	名目賃金上昇率	2000年度まで	1.25%	2001年度以降	2.0%

注2) 介護保険制度を導入した場合の試算

注3) 1997 (平成9) 年度	社会保障給付費	69.4兆円 (対国民所得比	17.8%)
	うち年金	36.4兆円 (	9.3%)
	うち医療	25.3兆円 (	6.5%)
	うち福祉等	7.7兆円 (	2.0%)

(備考) 12年3月24日 基本問題小委員会 厚生省資料より抜粋。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は12年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率は、日本については2000年度の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年度の数値(国連推計による)である。

平成12年度予算

(単位:兆円)

歳入総額

歳出総額

公債発行額 32.6		特定財源関係 3.3	
		地方交付税交付金等 14.9	
		税外収入等相当分 3.7	
税外収入等 3.7		特定財源関係 3.3	
特定財源関係 3.3		特定財源関係 3.3	
相続税、酒税、 たばこ税、関税 印紙収入等 6.8		地方交付税交付金等 14.9	
法人税 9.9		23.4	
所得税 18.7			
消費税 9.9			
		消費税 (国分) 6.9	
		(2.1)	
		基礎年金 老人医療 介護 9.0	

85.0



(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成11年12月16日 政府税制調査会）

一 平成12年度税制改正をとりまく状況

3 将来の税制改革に向けての検討状況等

- (3) 少子・高齢化の進展に伴い、今後、急速に増加することが見込まれる社会保障給付の財源に充てるため、消費税を福祉目的税化すべきとの議論があります。

平成11年度予算においては、消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを予算総則に明記する、いわゆる「福祉目的化」が行われました。この結果、平成11年度当初予算では、一般会計税収のうち使途が特定されていない分が23.0兆円（所得税、法人税、酒税及びたばこ税の収入から地方交付税分を差し引いた分並びに相続税、印紙収入等）であるのに対して、これによって賄うべき歳出は2倍以上の54.1兆円であり、不足分は公債発行に頼っています。こうした財政の現状にかんがみると、消費税収（国分）の使途を福祉目的に限定していく場合、それ以外の歳出の規模と消費税以外の税収とをどのようにバランスさせていくのかということが大きな課題となります。

消費税を福祉目的税化するということは、予算総則による「福祉目的化」の場合と異なり、消費税の使途を制度的に福祉目的に特定することを意味していると考えられます。当調査会においては、消費税は、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であること、目的税化は財政の硬直化を招くおそれがあること、さらには、諸外国においても消費税等を目的税としている例は見当たらないことなどから、消費税を福祉目的税とすることについては、慎重に検討すべきであるとの意見が多数ありました。

他方、将来の税財政のあり方を考える上で、消費税の充実が必要であるとすれば、福祉目的税化も検討に値する考え方であり、その是非について十分な議論を行うことが必要であるとの意見がありました。また、仮に、敢えて福祉目的税化を行う場合には、将来世代へ負担を先送りせずに社会保障給付の増加と消費税負担との対応関係を明確にしていくのでなければ、その意義は見出せないのではないかなどの指摘がありました。

いずれにしても、この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わるものであり、今後、社会保障制度のあり方等についての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。

なお、最近の経済情勢等を背景として消費税の滞納発生が増加していますが、税制への信頼を確保するためにも、政府全体として取り組むことを求めます。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

平成11年12月16日 政府税制調査会

一 平成12年度税制改正をとりまく状況

3 将来の税制改革に向けての検討状況等

- (4) 児童手当のあり方との関連で、個人所得課税の扶養控除を整理してはどうかという議論があります。当調査会は、これまで、控除制度について、経済社会情勢に応じ、その整理・合理化を検討していく必要があると指摘してきたところであり、基本的には個人所得課税の抜本的な見直しの中で、引き続き検討すべき課題です。

二 平成12年度税制改正

4 年金税制

- (1) 少子・高齢化の進展や将来の社会保障制度のあり方の議論を背景に、年金については様々な動きや議論があります。わが国の年金に係る税制については、基本的には、掛金の拠出は社会保険料控除により全額課税ベースから除外されており、その給付も公的年金等控除や老年者控除によって実質的に課税ベースから除かれています。年金税制や高齢者に対する税制については、拠出、運用、給付の各段階において、適正に、かつ、全体として整合的に課税が行われるよう見直しを行う必要があります。また、年金税制との関連で退職金に係る税制についても議論する必要があります。